

国際連合グローバル・コンパクト ロゴポリシー

国際連合グローバル・コンパクトの名称及びロゴは、世界知的所有権機関 (World Intellectual Property Organization) に登録され、工業所有権の保護に関するパリ条約 (Paris Convention for the Protection of Industrial Property) 6 条に基づき世界中で保護されている国際連合グローバル・コンパクト(「国連グローバル・コンパクト」)の所有物である。以下のガイドラインは、国連グローバル・コンパクトのパートナー¹、署名組織 (Participant/Signatory)²、その他のステークホルダー³による国連グローバル・コンパクトの名称及びロゴの利用について定めてある。グローバル・コンパクトのローカルネットワーク(「ローカルネットワーク」)による国連グローバル・コンパクトの名称及びロゴの利用は、内部の取り決めに準拠する。

国連グローバル・コンパクトロゴを利用する場合、事前に書面にて国連グローバル・コンパクトの許可を得なければならない。Participant/Signatory は、[オンラインのロゴ申請システム](#)を通じて文書のサンプルを提供し、ロゴが記載される場所をサンプル上で示す必要がある。

本ポリシーの違反が生じた場合、国連グローバル・コンパクトは適切な措置を講ずる権利を有する。起こりえる措置としては、署名組織のステイタスを「Active」から「Non-communicating」へ変更、国連グローバル・コンパクトの署名組織リストからの名称削除(除名)及び／又は適切な機関に対する法的手続の提起を含むが、これらに限定されない。また国連グローバル・コンパクトは、国連グローバル・コンパクト／国際連合の名称及び／又はロゴを濫用する組織からの本イニシアチブの参加申請を拒否する権利を有する。国連グローバル・コンパクトの名称又はロゴの濫用が疑われる場合は、gclogo@un.org に知らせる必要がある。

全ての国連グローバル・コンパクトの Participant/Signatory は、当イニシアチブへの署名枠組である「Participant」又は「Signatory」として国連グローバル・コンパクトへの関与を説明する必要がある。決して「メンバー」という呼称を使用すべきではないことに注意しなければならない。国連グローバル・コンパクトは、学習と対話に参加することを希望する組織と協働する。メンバーシップベースのイニシアチブではなく、また Participant/Signatory 企業のサステナビリティパフォーマンスに対する支持や認定をするものでもない。

¹ パートナーとは、国連グローバル・コンパクトの目標を推進するために国連グローバル・コンパクトが提携する組織を指す。

² Participant 又は Signatory とは、国連グローバル・コンパクトの 10 原則を支持し、前進させる意向を表明するレターを国連事務総長に送付した組織を指す。これらの組織は自らのステークホルダーに対して進捗を伝えるという条件を満たすことも期待される。「参加方法」に関する詳しい情報は、[こちら](#)を参照のこと。

³ ステークホルダーとは、Participant/Signatory ではないが、国連グローバル・コンパクト及び／又は国連グローバル・コンパクトの活動若しくはイベントを支持し、これらへの関与を希望することを表明している組織を指す。

1. 国連グローバル・コンパクトの名称及びロゴの利用



上記に記載される国連グローバル・コンパクトロゴは、一般的には国連グローバル・コンパクトのみによる正式な利用のためのものである。例外として、国連グローバル・コンパクトは、パートナー、Participant/Signatory その他ステークホルダーに、国連グローバル・コンパクト及びその目標を推進する活動に関連して、ロゴを使用するための限定的な権利を付与する場合がある。ただし、国連グローバル・コンパクトが当該組織の活動、製品及び／若しくはサービスを支持又は承認すること、又は国連グローバル・コンパクトがこれらの供給源であることを示唆又は暗示するような方法においての利用は認められない。多くの場合において、Participant/Signatory は下記に記載する「We Support the UN Global Compact」ロゴを使用することとなる。

2. 「We Support the UN Global Compact」ロゴの利用



国連グローバル・コンパクトの Participant/Signatory は、国連グローバル・コンパクト及びその原則の支持を幅広く提唱し、表明する奨励されている。そのような活動において、国連グローバル・コンパクトは Participant/Signatory に上記の「We Support the UN Global Compact」(「Endorser」)ロゴを使用するための権限を与える場合がある。Endorser ロゴを使用するための許可を要請する場合、組織は以下を行わなければならない。

- (1) COP/COE ステータスがアクティブな、国連グローバル・コンパクトの Participant/Signatory であること。

- (2) 希望する署名枠組を選択していること。その選択は、企業の年間の売り上げ規模に基づき求められる年間の出資額を確保するためのコミットメントを示すものである。署名枠組に関する詳しい情報はこちらを参照されたい：www.unglobalcompact.org/library/5481
- (3) 企業以外の組織は COE を提出していなければならない。

以下の条件が Endorser ロゴの利用に適用されるので、注意する必要がある。

- ロゴは、「We」が指す組織に対する文脈が明確であるように配置されなければならない。
- 国連グローバル・コンパクトの書面による事前の同意なく、ロゴを他の組織にサブライセンスしてはならない。
- 組織の活動、製品及び／若しくはサービスを国連グローバル・コンパクトが支持又は承認すること、又は国連グローバル・コンパクトが当該活動、製品又はサービスの供給源であることを示唆又は暗示するような方法で使用してはならない。
- 署名組織が国連グローバル・コンパクトの Participant/Signatory リストから除名されている場合、Endorser ロゴの利用に対する許可は失効する。
- ウェブサイト上の Endorser ロゴの利用を許可されている署名組織及びステークホルダーは、そのロゴを国連グローバル・コンパクトのホームページ www.unglobalcompact.org とリンクさせることが強く推奨される。

本ポリシーに従い、Endorser ロゴは一般的に、国連グローバル・コンパクト、その原則への Participant/Signatory のコミットメントに関係する、及び／又は Participant/Signatory の国連グローバル・コンパクト関連活動を概説する文書及びその他の資料における利用が認められる。

当イニシアチブのミッション、原則の活動に明確な関連性のない、Endorser ロゴその他の国連グローバル・コンパクトロゴの利用は一般的に認められない。禁止されている利用は、以下を含むがこれらに限定されない。

- Participant/Signatory の製品及びサービスの宣伝又は広告を意図した利用
- 資金調達に関連したロゴの利用
- 国連グローバル・コンパクトが参加者／ホストではないイベント／カンファレンスに関連したロゴの利用
- 組織自身のロゴ、商標その他のブランド要素の一部としてのロゴの利用
- 活動、サービス及び／又は製品に対する認定又は承認の印のように示唆又は暗示するようなロゴの利用
- Facebook、Twitter 及び LinkedIn を含むがこれらに限定されない、ソーシャルメディアプラットフォーム上におけるロゴの利用
- 文具、名刺その他の様々に活用される印刷物の固定的な図案としてのロゴの利用

3. COP ロゴの利用

COP (Communication on Progress) とは、国連グローバル・コンパクトの 10 原則の実践、及び、より幅広い国連開発目標の支援における参加企業の状況報告に関して、ステークホルダーに年に一度発行する公開表明である。国連グローバル・コンパクトロゴの特別バージョンは、署名組織がその選択で COP に記載するため、またステークホルダーが COP を見つけやすくするために利用することができる。このロゴは、以下の画像をクリックしてダウンロードすることができ、また国連グローバル・コンパクトによる事前の承認なく、署名組織の COP 内に使用することも可能である。署名組織の COP に利用する場合を含む、国連グローバル・コンパクトロゴ及び Endorser ロゴのその他全ての利用については、やはり事前の承認が必要である。



4. Participant が利用できるロゴ

国連グローバル・コンパクトの署名枠組において Participant へ登録している企業は、このイニシアチブに対する関わりを周知するために複数のロゴから選択することができる。署名組織が Participant を選択した時点で、新しいロゴが利用可能になる。

5. パートナー及びローカルネットワークによる国連グローバル・コンパクトの名称及びロゴの利用

上記に記載した、国連グローバル・コンパクトのパートナー及びローカルネットワークが国連グローバル・コンパクトの名称及びロゴを使用するための諸条件は、一般的に関係性を確立する又は記録する文書又は取り決めにおいて定められている。

6. ロゴの複製及び表示を管理する規則

国連グローバル・コンパクト及びそのパートナー、署名組織、ローカルネットワークその他ステークホルダーが上記に記載した国連グローバル・コンパクトの名称及びロゴの表示において一貫性を維持することは、国連グローバル・コンパクトの原則を提唱するための戦略における重要な側面である。したがって、署名組織、ステークホルダー及びローカルネットワークが上記に概説

する認められた利用法のために、国連グローバル・コンパクトの名称及びロゴを自らの資料に組み込む際は、上記に記載する国連グローバル・コンパクトの名称及びロゴの複製及び表示に関する以下のガイドラインを厳密に遵守することが求められる。詳しいガイダンスについては、国連グローバル・コンパクトの[デザインマニュアル\(pdf\)](#)を参照のこと。

- **ロゴの要素** 上記に記載する国連グローバル・コンパクトロゴは、4つの各々の要素によって構成されている。(1)「UN Global Compact」又は「We Support the UN Global Compact」という文言、(2)「地球」のシンボル (3) 地球の下の、デザインされた国連のオリーブの枝 (4) ロゴ周囲の何も無い領域。ロゴ周辺の何も無い領域は、地球の高さ及び幅と同じかそれ以上の長さである必要がある。文言のフォントは、「UN Global Compact」は Flama、「We Support」は Swift である。
- **ロゴの複製** それぞれの国連グローバル・コンパクトロゴは、唯一無二の要素として取り扱い、サイズを比例的に変更しなければならない。ロゴの最小サイズは、デジタルの場合は 24 mm 又は 68 ピクセル、印刷物の場合は 15 mm である。ロゴの複製は、高解像度のロゴデータから作成される必要がある。したがって、承認を受けているユーザーは、国連グローバル・コンパクトが提供する正規のロゴデータを使用することが求められる。決して、ロゴ又は文言を手作業で複製したり、別の字体で表現を差し替えたりしてはいけない。また文面を変えたり、書き直したり、要素の配置を換えたりしてもいけない。
- **ロゴの色** ロゴは、カラー又は白黒のいずれでも複製することができる。推奨されるカラーは国連グローバル・コンパクトのブルーである。国連グローバル・コンパクトのブルーは、以下の色指定で表現できる。
 - Pantone®:540 U
 - CMYK:C90, M70, Y35, K15
 - RGB:R30, G50, B80
 - #1e3250

カラーのロゴを使用する場合、国連グローバル・コンパクトが提供するロゴデータのカラーは変更してはいけない。判読性を確保するため、カラーのロゴは常に白又は淡色の背景上に掲載する必要がある。ロゴはその他の背景色に対して白黒で複製することもできる。国連グローバル・コンパクトロゴ又は支持者ロゴを複製する際に、平網点又は陰影は絶対に使用してはいけない。

- **ロゴの表示** 国連グローバル・コンパクトロゴ又は支持者ロゴが使用される全ての資料において、ロゴは他の画像と切り離し、見にくくならないようにしなければならない。ロゴは横方向に表示する必要がある。ロゴを文章又は語句の一部として、又は関係のないシンボル若しくは画像要素と関連させて使用してはいけない。ロゴは、「We」がどの組織を指すのかが不明瞭な文脈において使用してはならない。

7. 国連グローバル・コンパクト特別イニシアチブロゴの利用

国連グローバル・コンパクトは、特定のイシューに関連する多くのイニシアチブに関与しており、その一部には独自のロゴがある。そのようなロゴを使用するためのポリシーに関しては、関連するイシュー担当者に相談すべきである。

8. 国際連合の名称及びエンブレムの利用

国際連合の名称及びエンブレム、並びにその略称の使用は、1946年12月7日付け総会決議92号(I)に従い、国際連合の公式な目的のために留保されている。本決議では、国際連合の名称及びエンブレムを商業的な目的のために使用すること、及び、国際連合事務総長の事前の許可なくその他の方法で使用することを明確に禁じており、加盟国にそれらの不正利用を防止するために必要な措置を講ずることを推奨している。国際連合のエンブレムは、例えば、説明的かつ教育的な目的など、例外的な状況において国連以外の組織による利用が認められる場合がある。国連以外の組織による国連エンブレムの利用は、全て事務総長の書面による事前の許可を得る必要がある。そのような許可に対する要請は、国際連合法務部 (Office of Legal Affairs, United Nations, New York, NY 10017)、又はファックス(+1-212-963-3155)宛てに提出する必要がある。国際連合の名称又はエンブレムの濫用が疑われる場合は、国際連合法務部に通知されたい。

2018年1月改訂